

令和7年7月2日

学 生 各位
保証人 各位

専門学校新国際福祉カレッジ校長

令和7年度学生夏季休業のお知らせ

平素は、本校の教育活動にご理解、ご協力を賜り、ありがとうございます。

さて、令和7年度学生夏季休業を下記のとおり設定いたします。別添資料も確認のうえ、安全には十分に注意して長期休業を過ごしてください。

記

1. 学則に基づく夏季休業期間

令和7年8月1日（金）から令和7年8月31日（日）まで

*ただし第2学年については、授業時数の調整のため、8月1日（金）および8月4日（月）ならびに8月5日（火）に平常授業を開講します。学内掲示の指示に従って登校してください。

以上

【本件問い合わせ先】

専門学校新国際福祉カレッジ

事務室（学生サポートステーション）

電話（043）432-2797

夏季休業期間に係る参考事項

○令和5年度までは、学則に基づく夏季休業期間中に介護実習が行われ、実質的に夏季休業が設定されていない状況がありました。これは、週3日の授業設定により授業時数を確保するための体制よと考えられます。

しかし、学生の心身のリフレッシュや様々な体験活動、自主学習の機会が設けられないことに課題があると判断し、令和6年度から学生夏季休業を一定の日数で確保できるように調整しました。

○第2学年の夏季特別講座については、平常時の授業時数を確保するために学則に基づく特例として授業を設定します。

特に月曜日の祝祭日によって曜日別の授業時数の確保が難しい状況を踏まえての判断ですのでご理解いただけますようお願いいたします。

○外国人留学生のみなさんは、資格外活動許可を受けている学生に限りアルバイトをすることが可能です。

原則として1週について28時間以内（在籍する教育機関が学則で定める長期休業期間においては1日につき8時間以内）という活動時間の制限（入管則19⑤一）がありますので、特に就労時間を注意してください。

複数の事業所でアルバイトをしている学生は、就労時間の把握が複雑になりますので、細心の注意を払ってください。くれぐれも就労時間が超過しないように気を付けましょう。

資格外活動等について心配なことがある場合は、外国人在留総合インフォメーションセンター（電話0570-013904）に相談しましょう。

○夏季休業期間中の緊急連絡は、当番教員が対応します。

平常時の学生サポートセンター開室時間を短縮時間で設定し、平日午前8時から午後5時まで事務を取り扱います。有事の際は、電話（043-432-2797）にてご連絡ください。